

豊橋市土木管理課との懇談会議事録

作成者 土地利用部会副部長 山本真基

- 1、日時 令和5年11月1日（水）午後2時00分～3時00分
- 2、場所 豊橋市役所 東館12階 122会議室
- 3、出席者

土木管理課

占有グループ	主査	加藤	千宗
	技師	丸山	望
台帳グループ	主査	高岡	瞳
	主事	石井	大造
調査グループ	主事	川俣	友洋

愛知県行政書士会東三支部

支部長	水野	悠
土地利用部会部長	青山	貴洋
土地利用部会副部長	山本	真基

4、懇談会次第

司会 土地利用部会部長 青山 貴洋

- ① 土木管理課挨拶 土木管理課主査 加藤 千宗
- ② 行政書士会支部長挨拶 支部長 水野 悠
- ③ 懇談

■土木管理課占有グループからのお願い（別紙参照）

■意見交換

質疑：承認工事・占有許可申請の際に、工事の遅延等で工期が過ぎてしまわないよう長めに期間を申請書に記載することがありますが、最大でどのくらいの期間をとることができるのでしょうか。

応答：工事期間に明確な基準はないので、適切な期間を設定してください。ただし、占有許可においては、工事実施の有無によらず申請時の占有期間に基づき占有料が発生します。

質疑：乗入部分の側溝入替工事に関するチラシをHPに掲載後、承認工事・占有許可申請の件数の増減はありましたか。

応答：一定の認知効果は出ていると感じています。ただし、それによって申請件数が増加したという印象は特にありません。

質疑：建築許可の持ち回りの際に、乗入部分の側溝入替を条件に確認印を押すというところまでの拘束力はないのですか。

応答：土木管理課としてそこまでの制約はできませんが、適切な対応をしていただくよう指導しています。

質疑：承認工事申請の際、大型構造物や暗渠等で内部の調査が難しく、既設構造物の把握ができない場合はどのように調査をすればよろしいでしょうか。

応答：まずは土木管理課にご相談いただき、それでもわからない場合は河川課等他課にも相談をします。

質疑：L型側溝を乗入用のものに入れ替える場合、延長に制限はありますか。

応答：歩道の工事ではないので延長に制限は設けていません。

質疑：狭隘道路解消のための補助金の申請状況はいかがでしょう。

応答：昨年では2件の事務手続きをしました。予算としては概ね15件分程度確保しています。行政書士の方からも周知をしていただけると幸いです。

④ 閉 会 土地利用部会部会長 青山 貴洋